

教育委員会

教育公安委員会 【議案関係資料】

11月26日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
施設整備室	横手高等学校整備事業	3
	大曲高等学校整備事業	5
教職員給与課	市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	7
	教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案	11
義務教育課	(新) 公立学校情報機器整備事業	13
全国高等学校総合文化祭推進室	全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業	14
生涯学習課	秋田県立美術館管理運営費（債務負担行為の設定）	16
	あきた Museum 機能強化事業（Museum 特別展充実事業）（債務負担行為の設定）	17
	青少年交流センター管理運営費	27

横手高等学校整備事業

施設整備室

1 目的

横手高等学校整備事業について、体育館棟等の仕様見直し及び屋外運動場整備工事の追加に伴い事業期間を延長するとともに、物価高騰の影響により総事業費を増額する。

2 補正予算額及び期間

(1) 総事業費補正 1,178,089千円 (Ⓢ1,060,200千円 ⊖117,889千円)

○仕様見直し内容

- ・第一体育館及び第二体育館、武道場の一体化
- ・構造の見直し（鉄筋コンクリート造→鉄骨造）
- ・建物面積の縮減
- ・弓道場改築から改修へ変更

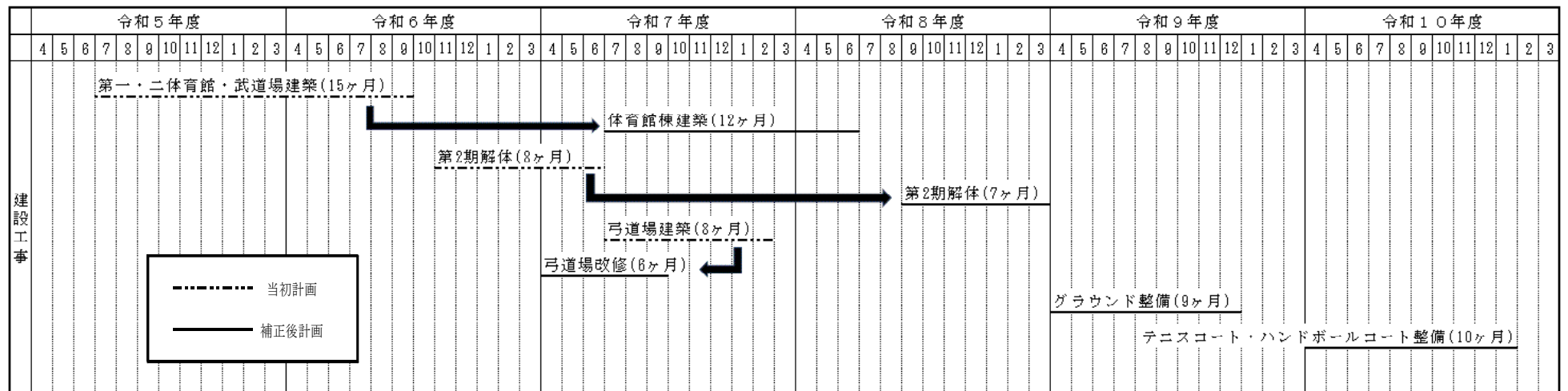
○追加工事

- ・屋外運動場整備工事（グラウンド、テニスコート、ハンドボールコート）

(2) 期間 令和2年度から令和7年度までの継続費を令和10年度まで延長する。

		補正前(千円)	補正後(千円)	変更増減(千円)
継続費総額		6,255,059	7,433,148	1,178,089
年 割 額	令和2年度	1,005,267	1,005,267	0
	令和3年度	1,639,655	1,639,655	0
	令和4年度	1,326,477	1,326,477	0
	令和5年度	1,079,858	1,079,858	0
	令和6年度	1,034,288	1,034,288	0
	令和7年度	169,514	687,609	518,095
	令和8年度		179,578	179,578
	令和9年度		376,896	376,896
	令和10年度		103,520	103,520

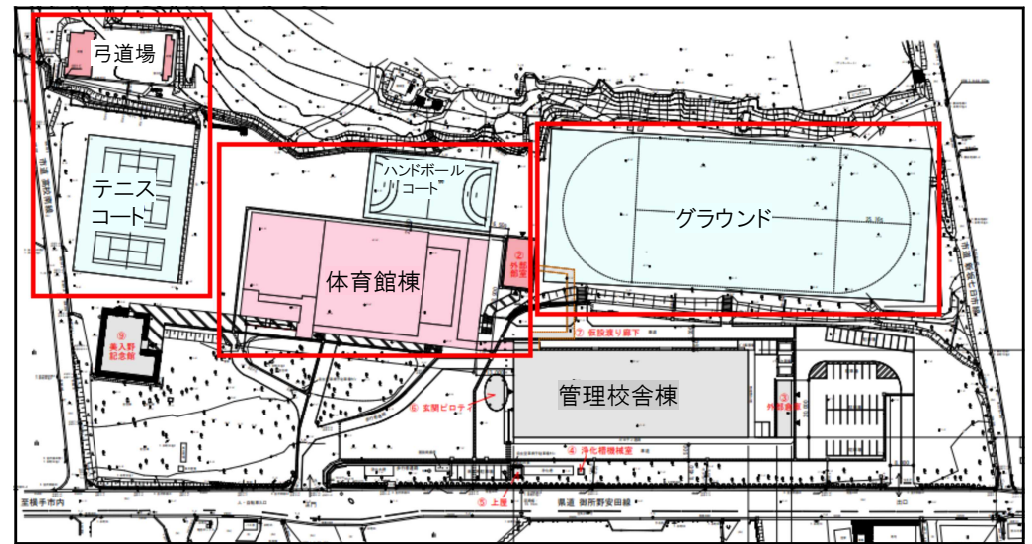
3 補正後のスケジュール



○完成予想図（体育館棟）



○配置図



大曲高等学校整備事業

施設整備室

1 目的

大曲高等学校整備事業について、第一体育館・武道場棟等の仕様見直しに伴い事業期間を延長するとともに、物価高騰の影響により総事業費を増額する。

2 補正予算額及び期間

(1) 総事業費補正 264,347千円 (Ⓢ237,800千円 ⊖26,547千円)

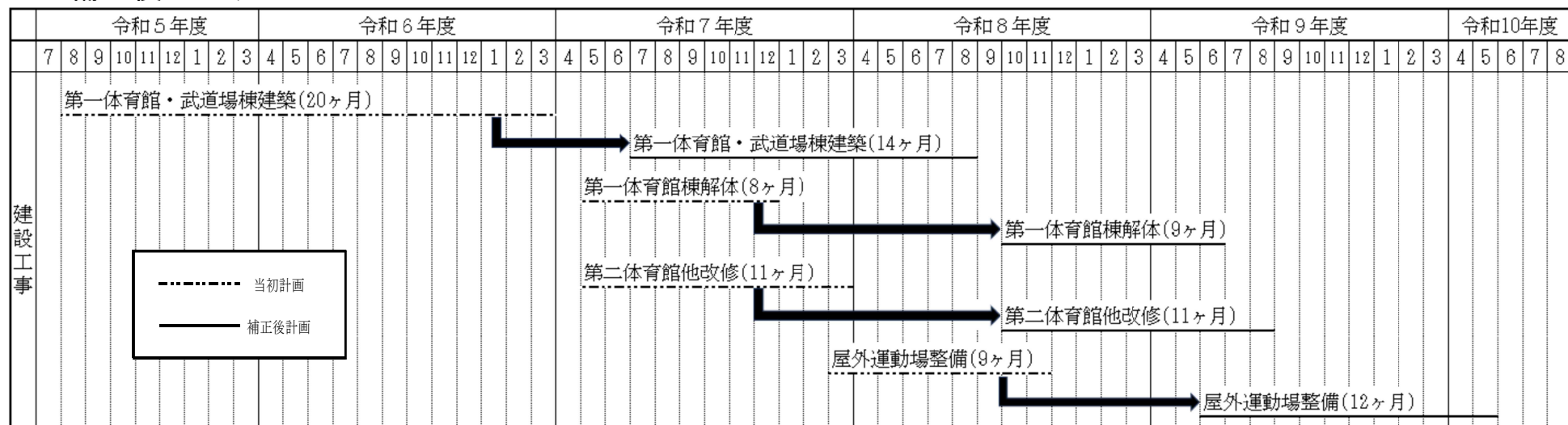
○仕様見直し内容

- ・構造の見直し（鉄筋コンクリート造→鉄骨造）
- ・建物面積の縮減
- ・天井高の縮減
- ・単独部室棟を取りやめ体育館棟内へ組入

(2) 期間 令和3年度から令和8年度までの継続費を令和10年度まで延長する。

		補正前(千円)	補正後(千円)	変更増減(千円)
継続費総額		6,981,010	7,245,357	264,347
年割額	令和3年度	678,300	678,300	0
	令和4年度	1,787,077	1,787,077	0
	令和5年度	1,757,742	1,757,742	0
	令和6年度	1,416,483	1,416,483	0
	令和7年度	643,931	590,899	△ 53,032
	令和8年度	697,477	462,177	△ 235,300
	令和9年度		526,721	526,721
	令和10年度		25,958	25,958

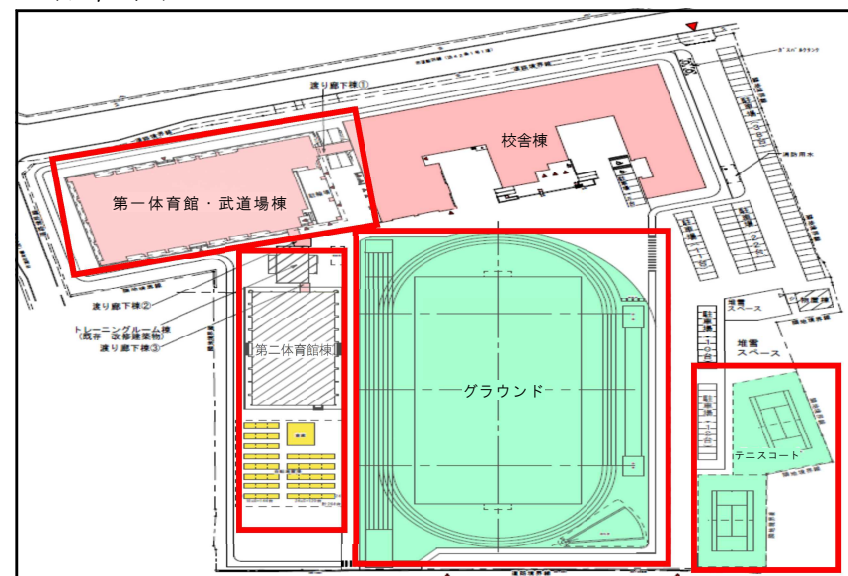
3 補正後のスケジュール



○完成予想図



○配置図



市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第204号】

教職員給与課

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、市町村立学校職員の給料月額並びに期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

(1) 期末・勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。(第22条及び第23条関係)

(単位：月)

区 分		現 行			令和6年度（改正後）			令和7年度（改正後）		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期 末	一 般 職 員	1.200	1.200	2.400	1.200	1.300	2.500	1.250	1.250	2.500
	定年前再任用短時間勤務職員	0.6875	0.6875	1.375	0.6875	0.7125	1.400	0.700	0.700	1.400
勤 勉	一 般 職 員	1.025	1.025	2.050	1.025	1.075	2.100	1.050	1.050	2.100
	定年前再任用短時間勤務職員	0.4875	0.4875	0.975	0.4875	0.5125	1.000	0.500	0.500	1.000
合 計	一 般 職 員	4.450			4.600 (+0.150)			4.600		
	定年前再任用短時間勤務職員	2.350			2.400 (+0.050)			2.400		

※網掛け部分が改正箇所

(2) 寒冷地手当の支給月額を次のとおりとする。(第24条第2項関係)

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
秋田県	19,800円 (17,800円)	11,400円 (10,200円)	8,200円 (7,360円)
秋田県以外の地域のうち教育委員会規則で定める地域	29,400円 (26,380円) を限度に教育委員会規則で定める額	16,200円 (14,580円) を限度に教育委員会規則で定める額	11,500円 (10,340円) を限度に教育委員会規則で定める額

※ () 内は改正前の支給月額

(3) 給料の改定(別表第1～別表第3関係)
 現行の給料表について、給料月額の引上げを行う。

3 施行期日

- (1) 期末手当及び勤勉手当の引上げ
- ・令和6年12月支給分 公布の日(令和6年12月1日適用)
 - ・令和7年6月以降支給分 令和7年4月1日
- (2) 給料及び寒冷地手当の改定
 公布の日(令和6年4月1日適用)

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新

旧

（期末手当）
第二十二條 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは、「百分の七十一・二五」とする。

4 5 7 略

（勤勉手当）
第二十三條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額

3 5 略

（寒冷地手当）
第二十四條 略

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分		世帯等の区分		その他の職員	
		世帯主である職員			
秋田県	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員			
	一九、八〇〇円	一一、四〇〇円	円八、二〇〇		
前項第二号に掲げる地域	二九、四〇〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	一六、二〇〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	円一一、五〇〇を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額		

（期末手当）
第二十二條 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の六十八・七五」とする。

4 5 7 略

（勤勉手当）
第二十三條 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五を乗じて得た額の総額

3 5 略

（寒冷地手当）
第二十四條 略

2 寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分		世帯等の区分		その他の職員	
		世帯主である職員			
秋田県	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員			
	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	円七、三六〇		
前項第二号に掲げる地域	二六、三八〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	一四、五八〇円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額	円一〇、三四〇を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額		

新	旧
（期末手当） 第十二条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十五</u>を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 四 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは、「<u>百分の七十</u>」とする。 4 七 略 （勤勉手当） 第二十三条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五 を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十 を乗じて得た額の総額 3 五 略	（期末手当） 第十二条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百三十</u>を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 四 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百三十</u>」とあるのは、「<u>百分の七十一・二五</u>」とする。 4 七 略 （勤勉手当） 第二十三条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百七・五 を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五 を乗じて得た額の総額 3 五 略

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案【議案第205号】

教職員給与課

1 改正理由

一般職の職員の給与改定により、教育長の期末手当の額を改定する必要がある。

2 改正内容

教育長の期末手当の支給割合を次のとおりとする。（第3条関係）

支給期	現行	改正後	増減
令和6年12月	162.5/100	177.5/100	+15/100
令和7年6月以降	162.5/100	170/100	+7.5/100

3 施行期日

- ・令和6年12月支給分 公布の日（令和6年12月1日適用）
- ・令和7年6月以降支給分 令和7年4月1日

<参考>

（単位：月）

区 分	現 行			令和6年度（改正後）			令和7年度（改正後）		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.625	1.625	3.250	1.625	1.775	3.400	1.700	1.700	3.400

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（期末手当） 第三条 略 2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。 3 5 略	（期末手当） 第三条 略 2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百六十二・五」とする。 3 5 略

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
（期末手当） 第三条 略 2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百七十」とする。 3 5 略	（期末手当） 第三条 略 2 期末手当の額は、一般職の職員の例により算出した額とする。 この場合において、職員の給与条例第二十一条第二項中「期末手当基礎額」とあるのは「給料月額の百分の百四十五に相当する額」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十七・五」とする。 3 5 略

(新) 公立学校情報機器整備事業

義務教育課

1 目的

公立小中学校等における情報通信技術を活用した教育の充実を図るため、市町村が行う学校における情報通信機器の整備に対し助成する。

2 概要

公立小中学校等におけるGIGAスクール構想を推進するため、令和2年度から3年度にかけて市町村において集中的に整備してきた学習者用端末の経年劣化に伴い、今後5年程度をかけて市町村の計画的な端末更新を支援する。

- ・補助対象：学習者用端末の整備にかかる経費の一部
- ・補助率：2／3
- ・補助基準額：学習者用端末1台当たり55千円
- ・補助件数：1件（北秋田市）

3 補正予算額

14,850千円（㊦14,850千円） ㊦：秋田県公立学校情報機器整備臨時対策基金
内訳：補助金 14,850千円

全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業

全国高等学校総合文化祭推進室

1 目的

令和8年度に秋田県で開催する第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）（以下「本大会」という。）の実施に向けて、大会開催準備や大会広報活動を行うため、次の事業を実施する。

2 大会広報活動事業（令和6年度実施）

（1）概要

本大会開催への気運を高めるため広報物品を製作し、イベント等でPRグッズを配布するとともに、生徒実行委員会委員が身に付けることなどにより、県内生徒や県民等へ広く周知する。

○製作する広報物品

- ・クリアファイル
- ・キャップ
- ・ライトジャケット
- ・ネックストラップ

（2）補正予算額

1,500千円（国 1,500千円）

（国）：文化庁芸術文化振興費

内訳：一般需用費 1,500千円



鹿児島県実行委員会PR活動（2023年）

3 大会開会行事運営等事業（債務負担行為・令和7年度実施予定）

（1）概要

本大会の総合開会式及びパレードの円滑な実施に向けて、本大会を想定したプレ大会の開会行事の開催及び検証を行う。

プレ大会開会行事について

〔会期〕

令和7年10月11日（土） 1日間

〔開催場所及び内容〕

- ・総合開会式（秋田市・あきた芸術劇場ミルハス）
式典、交歓会（次年度開催地「石川県」生徒との交流）等
- ・パレード（秋田市・広小路）
高校生等によるマーチングバンド及びバントワリング



ぎふ総文2024プレ大会総合開会式

（2）委託内容等

①委託内容

- ・プレ大会開会行事の実施計画策定及び運営（演出・進行、仮設、音響及び記録等運営）
- ・上記結果を踏まえた本大会開会行事の実施計画策定支援

②委託期間

契約締結日（令和7年度）から令和8年3月31日まで

③業者選定方法

企画提案競技

④スケジュール

令和7年1月	公募開始
3月	企画提案競技、審査
4月	契約締結（予定）



ぎふ総文2024プレ大会パレード

（3）債務負担行為限度額

13,869千円（ $\ominus$ 13,869千円）

内訳：委託料 13,869千円

秋田県立美術館管理運営費（債務負担行為の設定）

生涯学習課

1 目的

秋田県立美術館の指定管理期間が令和6年度末で満了することから、令和7年度以降2年間の指定管理者の候補者の指名を行うため、債務負担行為の限度額を設定する。

2 概要

（1）債務負担行為の限度額を設定する施設及び期間

①施設名称 秋田県立美術館

②指定管理期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

※現指定管理者 公益財団法人平野政吉美術財団

（指定管理期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日）

（2）指定管理業務

①施設の使用許可に関する業務

②施設及び設備の維持管理に関する業務

③美術に関する教養の向上に関する業務

④上記のほか、美術館の管理に関し知事が必要と認める業務

（3）スケジュール

令和7年1月 指定管理者選定委員会の開催、指定管理者の選定

2月 2月議会で指定管理者の指定に係る議案及び予算案の提出

3月 指定管理者の指定、協定の締結

4月 指定管理業務の開始

3 債務負担行為限度額

240,390千円（使10,452千円 諸486千円 〇229,452千円）

内訳

令和7年度	120,000千円	（使5,226千円 諸243千円 〇114,531千円）
令和8年度	120,390千円	（使5,226千円 諸243千円 〇114,921千円）

あきたMuseum機能強化事業（Museum特別展充実事業）（債務負担行為の設定）

生涯学習課

1 目的

美術館等が開催する展覧会について、早期に開催内容を確定し、連携するメディア企業によるPR期間を十分確保するため、債務負担行為の限度額を設定する。

2 開催予定展覧会概要

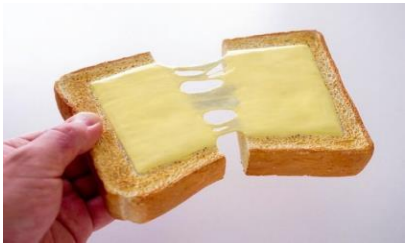
展覧会名称（仮称）及び運営方式	会期（予定）	県事業費
(1) 美術館		20,000千円
キボリノコンノ展 【実行委員会：秋田テレビ】	7年 4月12日～ 5月25日	6,000千円
タグチ・アートコレクション展	7年 7月19日～ 9月 7日	10,000千円
【実行委員会：秋田市・秋田魁新報社】		
巨匠たちのパレット絵画展 【実行委員会：秋田テレビ】	7年 9月13日～ 11月 9日	4,000千円
(2) 近代美術館		13,200千円
杉山明博 親子で楽しむ木の面白ワールド展 発想の道具箱	7年 4月26日～ 6月29日	5,000千円
【実行委員会：秋田放送】		
古代エジプト美術館展 古代エジプト3000年の歴史の扉が今、ひらく	7年 4月26日～ 6月29日	2,000千円
【実行委員会：秋田放送】		
絵本作家 かがくいひろしの世界展 【実行委員会：秋田テレビ】	7年 7月 5日～ 8月31日	4,500千円
みんなのキンビ展Ⅲ	7年 9月13日～ 11月 9日	1,700千円
【実行委員会：「みんなのキンビ」プロジェクト実行委員会】		
(3) 博物館		5,740千円
秋田県立博物館 開館50周年記念 ヨシタケシンスケ展	7年 7月12日～ 9月 7日	5,740千円
【実行委員会：秋田テレビ】		
(4) 農業科学館		1,518千円
農業科学館 バラフェスタ&グリクラパーク	7年 6月 7日～ 6月22日	1,518千円
【実行委員会：秋田放送】	(グリクラパークは期間内の土日)	

3 債務負担行為限度額

40,458千円（~~諸~~34,006千円 ⊖6,452千円）

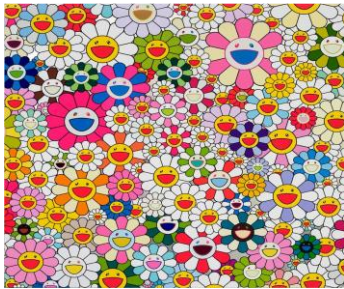
令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	キボリノコンノ展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和7年4月12日(土)～5月25日(日)	44日間	
概 要 説 明	身近な食べ物や生活雑貨を木彫りで表現するキボリノコンノ氏。対象をじっくりと観察することで生まれた作品は、形や色、動きまでもがリアルに表現されている。 本展では、透明な氷や白身が透けている生卵、溶けたチーズなど、木でできているとは思えない、あっと驚く作品を展示する。氷のひんやりとした質感や、生卵のプルプルの感触までもが木で表現されており、驚きのリアリティを体感いただける。見て、撮って、触れる、新感覚の展覧会をお届けする。		 キボリノコンノ 《りんご》  キボリノコンノ 《宙に浮くチーズトースト》  キボリノコンノ 《溶けかけの氷》  キボリノコンノ 《生卵》
予 算	12,000千円(県:6,000千円、秋田テレビ:6,000千円)		
備 考	会 場 県立美術館 1 F 県民ギャラリー		
	主 催 実行委員会(秋田テレビ)		

令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	タグチ・アートコレクション展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和7年7月19日(土)～9月7日(日)	51日間	
概 要 説 明	タグチ・アートコレクションは、実業家の田口弘氏、娘の美和氏の二代にわたって収集された、世界各地の現代アート作品からなる国内有数のコレクション。約550点の作品を所蔵し、絵画を中心に、彫刻・写真・映像など多岐にわたる作品で構成されている。 本展では、秋田市立美術館と秋田県立美術館の2会場で、奈良美智、鴻池朋子(秋田出身)、会田誠、名和晃平、村上隆、マーク・クイン、キース・ヘリングら、グローバルに活躍する作家たちの作品により、個性豊かな現代アートの世界を紹介する。		 キース・ヘリング《無題#4》  村上隆《黄色い麦藁帽子の女の子》  鴻池朋子《第2章巨人》  奈良美智《コズミック》
予 算	24,000千円(県:10,000千円、秋田市:10,000千円 秋田魁新報:4,000千円)		
備 考	会 場 県立美術館、秋田市立千秋美術館		
	主 催 実行委員会(秋田市、秋田魁新報)		

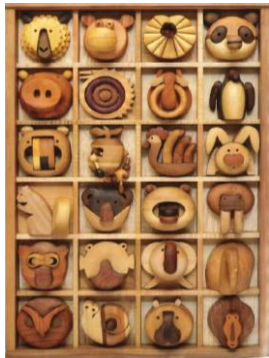
令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称		巨匠たちのパレット絵画展(仮称)		代表的な作品等	
会 期		令和7年9月13日(土)～11月9日(日)		58日間	
概 要 説 明		画家が絵を描く際に無くてはならない道具のひとつである「パレット」。パレットには、絵の具の量や置き方、色の配列など、画家の性格やくせなどが如実に表れる。本展では、梅原龍三郎や安井曾太郎、東郷青児といった日本洋画の巨匠に加え、ピカソやマチス、ダリなどの海外作家たちが実際に使用したパレットと絵画作品を展示する。パレットに絵が描かれたユニークなものもあり、画家の遊び心にも触れられる。個性と創作の秘密が込められた画家のパレットと作品を同時に展覧し絵画制作の真髄に迫る展覧会である。			
予 算		8,000千円(県:4,000千円、秋田テレビ:4,000千円)			
備 考		会 場 県立美術館 3 F ギャラリー		 パブロ・ピカソ《画家とパレット》 笠間日動美術館蔵	
		主 催 実行委員会 (秋田テレビ)		 アンリ・マティス《窓辺に座る女》 笠間日動美術館蔵	

令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	杉山明博 親子で楽しむ木の面白ワールド展 発想の道具箱(仮称)	代表的な作品等	
会 期	令和7年4月26日(土)～6月29日(日)	65日間	
概 要 説 明	木を用いた造形表現と研究に長年携わってきた杉山明博(1942～)は、伝統の技術や手法を巧みに取り入れながら数々の作品を生み出してきた。静岡大学名誉教授で、令和6年春の叙勲では「瑞宝中綬章」を受章している。 本展は、「豊かな感性」「発想力」「工夫力」等を幅広い世代に体感してもらべく、遊びと学び、造る楽しみを融合させる。木という素材に触れて親しむことで、子どもたちの感性や情操が育まれることはよく知られている。色や匂い、素材や形などさまざまな特徴を持つ木の作品に触れ、組み立て、工夫しながら遊ぶことで、創造力＝生きる力が育まれることだろう。自然の素材として多彩な表情と無限の可能性をもつ「木」の魅力を、この機会に楽しんでいただきたい。		
予 算	7,000千円(県:5,000千円、秋田放送:2,000千円)		
備 考	会 場 県立近代美術館 5階展示室	①  ③  ②  ④  ①「触」の引き出し ②木の音を楽しむ ③立体タングラム 組んでつくろう ④明かりの造形	
	主 催 実行委員会(秋田放送)		

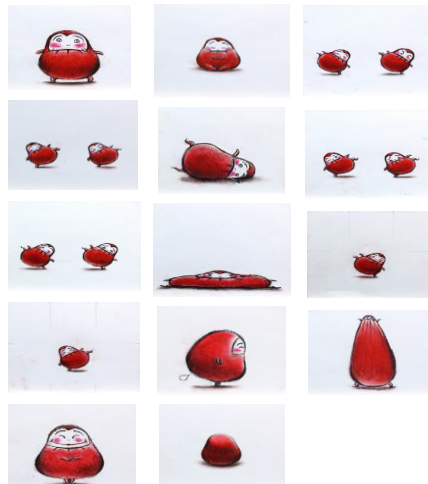
令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	古代エジプト美術館展 古代エジプト3000年の歴史の扉が今、ひらく(仮称)	代表的な作品等	
会 期	令和7年4月26日(土)～6月29日(日)	65日間	
概 要 説 明	日本唯一の古代エジプト専門美術館「古代エジプト美術館 渋谷」のコレクションを紹介する展覧会。先王朝時代からローマ支配時代まで網羅しており、古代エジプト文化の全貌をうかがい知ることができる。ミイラやミイラマスク、木棺、ツタンカーメンの指輪、レリーフなど世界的に貴重な遺物約200点を展示予定。 本展では、「古代エジプトの神々と信仰」「ファラオが率いた国家」「古代エジプト人の衣・食・住」「古代エジプトの死生観―再生とミイラ」の4章に加えて、「メイドゥム(マイドゥーム)遺跡調査の様子」を併せて紹介する予定。		
予 算	20,000千円(県:2,000千円、秋田放送:18,000千円)		
備 考	会 場	王とアトゥム神のレリーフ 第3中間期・第22王朝 アテフ冠を被ったトト神 末期王朝～プトレマイオス朝時代	
	主 催	人型木棺 プトレマイオス朝時代初期 ミイラマスク プトレマイオス朝時代	

令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	絵本作家 かがくいひろしの世界展(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和7年7月5日(土)～8月31日(日)	58日間	
概 要 説 明	刊行10年余りで累計発行部数737万部を達成した異例の人気絵本「だるまさんシリーズ」の著者・かがくいひろし(加岳井広、1955-2009)の回顧展。 かがくいは特別支援学校の教員としての経験が長く、絵本作家としての活動はわずか4年と短期間だったが、その現場経験こそが、子どもたちの心をとらえる表現力を培う原動力となった。 本展では秋田を含め全国の子どもたちに親しまれる大人気絵本の原画とともに、膨大な量のアイデアノートや、作者の半生をたどる資料も一堂に会して紹介し、かがくい絵本の人気の秘密、創造の源泉をご覧ください。		 「アイデアノートNo.16」 (だるまさんのアイデア) 2003年  絵本原画『だるまさんが』2007年 絵本原画『なつのおとずれ』 2008年
予 算	10,500千円(県:4,500千円、秋田テレビ:6,000千円)		
備 考	会 場 県立近代美術館 5階展示室		
	主 催 実行委員会(秋田テレビ)		

令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	「みんなのキンビ展Ⅲ」(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和7年9月13日(土)～11月9日(日)	58日間	●プロジェクトの成果展示 ・近美と、他館や多様な主体との連携によるテーマ展示 ・テーマをもとに公募 ・産業技術センター、地元企業との協働による「鑑賞支援ツール」を活用した展示 ・アーティストとのコラボ作品 ●各種ワークショップ ・鑑賞会 認知症の方や自閉症の方など環境を整える必要のある方を対象とした鑑賞会 視覚に障害のある方と楽しむ鑑賞会 聴覚に障害のある方と楽しむ筆談鑑賞会 ・キンビコミュニケーター(地域人材)によるワークショップ ・キンビワークショップ ・「メタバース×キンビ」交流会
概 要 説 明	近年、美術館には地域社会に貢献する役割が求められている。当館では、アートプロジェクト「みんなのミュージアム」の一環として、多様な主体と連携し、障害者の生涯学習支援、デジタル技術を活用した新たな鑑賞体験の提供、地域活性化などに取り組んでいる(文化庁補助事業)。 第3回目となる本展では、子どもから高齢の方、障害のある方、アーティストなど様々な人の作品が一堂に会する。社会参加の機会が少ない人たちの表現活動にも焦点をあて、作品展示やワークショップなどを通して、誰でも表現の成果を発表できる場を目指す。また、「触れる絵画」等の鑑賞支援ツールを活用し、視覚障害者の方にも作品を楽しんでいただける工夫をする。多様な方と一緒に鑑賞することで、作品の新しい魅力を発見したり、交流の機会を増やしたりできるような鑑賞活動の充実を図る。居住地・年齢・障害の有無等にかかわらず、多様な人が集い鑑賞したり、ワークショップに参加したりする中で、鑑賞の視点や世界観がひろがり、多様な価値観を尊重する豊かな心や感性を育む場としたい。		
予 算	1,700千円(県:1,700千円)		
備 考	会 場 県立近代美術館5階展示室		 視覚に障害のある人と一緒に鑑賞する工夫 描かれたモチーフの実物を一緒に展示する、遠近感をレイヤーで表現するなど、視覚に障害のある方と一緒に作品鑑賞を楽しむことができる展示の工夫。  地元アーティストとの協働制作 「root painting project」 (令和5年度の活動の様子)
	主 催 「みんなのキンビ」プロジェクト実行委員会		

令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	秋田県立博物館 開館50周年記念 ヨシタケシンスケ展 (仮称)		代表的な作品等	
会 期	令和7年7月12日(土)～9月7日(日)	52日間		
概 要 説 明	デビュー作『りんごかもしれない』などの絵本作品で知られるヨシタケシンスケは、頭のなかに広がる果てしない妄想やアイデア、クスッと笑える人のクセやしぐさ、世界の真理をつくようなものの見方を細いペン先で描き続け、多くの人々をひきつけている。本展は作家の発想の源である小さなスケッチや絵本原画、本展のためにヨシタケシンスケが考案した立体物や愛蔵のコレクションなどを展示するもので、すでに各地の博物館・美術館で展示され、好評を得ている。			
予 算	16,400千円(県:5,740千円、秋田テレビ:10,660千円)			
備 考	会 場 秋田県立博物館企画展示室			
	主 催 実行委員会(秋田テレビ)			



絵本作品



「うるさいおとなをりんごでだまらせよう」



「じごくのトゲトゲイス」



学生時代の造形作品

令和7年度 あきたMuseum機能強化事業(Museum特別展充実事業) 開催予定展覧会概要

生涯学習課

名 称	農業科学館バラフェスタ&グリクラパーク(仮称)		代表的な作品等
会 期	令和7年6月7日(土)～6月22日(日)	14日間	
概 要 説 明	バラの美しさに触れ、地域の魅力を再発見する！ 例年、多くの方にご来館いただいている特別展「バラフェスタ」を核に、地域を活性化し盛り上げる目的で、期間中の週末に、農産物や園芸品(「グリーン」)、手作り雑貨(「クラフト」)などを展示・販売する「グリクラパーク」を開催する。県内外で人気のキッチンカーの出店、バラの香りに包まれた音楽イベント、フラワーアレンジメント体験などを開催する。館内では、バラの生け花や、作家によるバラのアレンジメント展示など、多彩な展示を予定しており、鑑賞をとおしてバラの美しさや魅力を多角的に感じていただけるよう工夫する。 本展では、バラの鑑賞を楽しみたい方はもちろん、買い物や飲食、体験活動などをゆっくり楽しみたいという方など、若年層や家族連れを含め、幅広い年代やニーズに対応することで、新たな来館者層にアプローチしていく。		 園芸品販売  クラフト製品販売
予 算	2,277千円(県:1,518千円、秋田放送:759千円)		
備 考	会 場	秋田県立農業科学館	 子ども向けワークショップ
	主 催	実行委員会(秋田放送)	 ウェルカムゲート(アレンジメント)

青少年交流センター管理運営費

生涯学習課

1 目的

青少年交流センター（指定管理者：（一財）秋田県青年会館）において、空調設備工事等による休館に伴い利用料金の減収が生じることから、指定管理料の増額により、不足する運営経費を支援する。

2 概要

（1）休館期間

- ① 空調設備故障による休館 令和6年 7月1日～令和6年9月13日
- ② 空調設備工事による休館 令和6年11月1日～令和7年2月28日 （延べ6か月半）

（2）運営経費

（単位：千円）

	年度当初	見直し後	増減
指定管理料	52,271	52,271	—
利用料金等	79,262	21,197	△58,065
収入 計	131,533	73,468	△58,065
支出 計	131,533	79,300	△52,233
過不足	—	△5,832	△5,832

（3）指定管理料

変更前 52,271千円

変更後 58,103千円

3 補正予算額

5,832千円（~~⊖~~5,982千円、~~⊕~~△150千円）

内訳：委託料 5,832千円